

東日本大震災緊急災害対策本部への要請<第7弾>

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根本 匠

これで原発30km圏内の雇用や地域経済が守れるか！ 制度の穴を埋めよ！

福島県においては、「地震」「津波」による被害に加え、県内特有の「原発事故」による避難勧告・避難指示から、多くの事業所が窮地にたたされ、先の見通しが立たず、不安に陥っている。

場当たりの政治主導をやめて、問題の本質を見極め、現場で起こっている事実をきちんと把握し、現場の声を吸い上げ、冷静な政策対応、大局を見据えた真の政治主導により、この難局を乗り切らなければならない。以下の通り要請する。

1、事業の休業、縮小

東日本大震災、及びその後の原発事故に伴い、多くの事業所が休業、縮小を余儀なくされているが、福島第一原発から30km圏内は、特に打撃が大きい。

例えば、南相馬市で運営していた病院は入院患者さんを転院させ、国が安全宣言を出すまで、当分の間休診という形をとっており、現場の医療を守るため、何とか再開できるよう必死の思いでがんばっている。

2、事業活動の縮小への支援 ー雇用調整助成金による支援ー

東日本大震災に伴う「経済上の理由」により事業が縮小した場合には、雇用調整助成金が利用できる。

これは、「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当の一部（中小企業で原則8割）が助成される制度。

東日本大震災については、更に雇用の維持に取り組む事業主を迅速に支援できるよう支給緩和も行っている。

3、雇用調整助成金による支援は30km圏内には適用外

本助成金は、東日本大震災を直接的な理由（退避勧告・退避指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、対象とならない、とされている。

この理由について制度を運用する側は、おそらく次のように言うのだろう。

- ①国が指示した「避難勧告・避難指示」に起因する事業活動の縮小は、国の責任において対応すべきもので、雇用保険（事業主間の相互扶助）の体系になじまない。

②事業活動に生じた損害は、原子力事故に起因するもので、原子力損害賠償法（以下、原賠法と呼ぶ）により手当てするのが筋である。

しかしながら、行政が指示をだしたからといって、地震、津波による事業縮小の被害と原発事故に起因する事業縮小の被害と、経済的被害は同じ、どこが違うのか。

大火災が起って、行政が避難指示をだしたら同じように該当しないとでもいうのか。机の上で、論理をもてあそぶのは止めよ。今、困っている被災者への支援が最優先。

4、雇用調整助成金の対象に 30 km圏内事業所を加えよ！

①制度間に隙間－雇用保険と原賠法－

30 km圏内で事業を縮小・休業した事業所は、事業活動、雇用を維持する意欲があっても原賠法による損害賠償が、賠償金額、時期等が確定してないため、雇用調整助成金、原賠法、いずれの制度からも資金が交付されない。

一番過酷な状況にある 30 km圏内にある事業所が救済されないのは、東日本大震災で被害を受けた他の事業所と比べても、著しく不公平であり正義に反する。

②雇用調整助成金を即刻適用

30 km圏内の被害を受けた事業所は、復旧・復興どころか、このままでは倒産に追い込まれ、雇用の維持も出来ない。今回の大震災、原発事故は、雇用保険適用事業主には全く責任がない。雇用保険制度の主旨を正しく活かし、原賠法による損害賠償がでるまでの間、雇用調整助成金の適用対象とし、事業の継続、雇用の安定をはかるべきである。

雇用保険特別会計と原賠法による損害賠償金の資金的制度間調整は、特別会計と一般会計において、適正なルールをつくれればすむことだ。

今、政治に求められるのは、現に被害を被っている事業者、雇用者、国民に手をさしのべることである。観念的な制度論に、陥っている暇はない。

③原賠法の早期適用と無利子のつなぎ融資の創設

イ、原賠法の考え方の明確化と緊急支払い

原賠法による賠償額、時期を直ちに明示すべきである。特に交付時期は、今月中迄、仮払いでよい。

ロ、無利子のつなぎ融資を

現行の政策金融体系では、設備資金への融資はあっても、運転資金の融資措置がない業種もある。（例えば、医療関係など）

無利子の運転資金の融資措置を、緊急に講ずる必要がある

以上